

月収 30 万円以下の行政書士必読！

普通の行政書士が融資コンサルして 成功するためのルールブック



I c h i g o (一期) 行政書士事務所

代 表 引 地 修 一

ごあいさつ

**普通のセミナーでは絶対聞けない！
成功したい行政書士が読んでおくべき5つの常識。**

こんにちは。 Ichigo（一期）行政書士事務所の引地と申します。このたびは「普通の行政書士が融資コンサルして成功するためのルールブック」をご請求いただき、誠にありがとうございました。



当事務所は、これまで約 3,000 件に上る創業者・中小企業経営者の方の資金調達や経営改善に関する相談やお手伝いをしてきました、現役の行政書士兼企業コンサル事務所です。

ところで、このレポートを手にとられたあなたは、次のような不安をお持ちなのではないでしょうか？

- ☑ 「なかなか、安定した収入が得られない。」
- ☑ 「1 件当たりの仕事の単価が安すぎる。」
- ☑ 「継続的な仕事来ない。」

いかがでしょうか？

これらは多くの行政書士の方に共通した、悩みではないかと思います。

内 容

ごあいさつ

ルール 1 行政書士の実態と年収について

- ◆ 行政書士は食える仕事なのか？
- ◆ 報酬から見た理想と現実
- ◆ 年収で大きな差が出る理由は？
- ◆ 行政書士が食えない3つの理由

ルール 2 行政書士こそが融資業務すべき！ その理由とは？

- ◆ 行政書士が持つ本当の強みとは？
- ◆ 本当はいくら稼げる？融資業務の収入について
- ◆ まだ、だれも気付いていない、融資コンサルの魅力とは？

ルール 3 融資コンサルをしなくとも、絶対、行政書士が 知っておいたほうがよい融資の基本。

ルール 4 満額融資を狙うための事業計画書のポイント

- ◆ 金融機関に評価されるために必要な3つの確認項目
- ◆ 融資審査で必ずチェックされる！「融資の返済力の公式」とは？
- ◆ ほとんどの人がわかっていない。事業計画書作成の10の鉄則

ルール 5 融資コンサルの使い方と実践的な稼ぎ方

- ◆ 仕事を獲得するための戦略と戦術について
- ◆ 行政書士だからできる、融資コンサルの戦略とは？
- ◆ やって見たらわかった！ 士業に最適の営業法とは？
- ◆ 定年退職後の方こそ融資コンサルに最適なわけ
- ◆ 融資コンサルのノウハウはどこにある？
- ◆ 事例で見る。コンサル業務と戦略の事例

最 後 に

ルール3 融資コンサルをしなくとも、絶対、行政書士が 知っておいたほうがよい融資の基本

前章では「なぜ、融資コンサルが行政書士に向いているのか？」、

「その実際の内容はどんなものか？」

ということについてお伝えしてきました。

しかし、まったく融資のことを知らないというのでは、

この後の話に興味も持てませんし、コンサルティングどころか、

普段の業務で、お客さんからの簡単な質問に答えることもできません。

そこでここでは、あなたが融資コンサルにならないとしても、

絶対、行政書士として知っておいて損はない、融資の基本と事業計画の書き方

についてご説明したいと思います。

◆ 85%の人がわかっていない、満額融資の獲得の基本

融資に関する業務の中で、最も多いのは、創業者の方からのご相談です。

これについては、いきなり融資の話で始まることもありますが、会社の設立や在留問題などに絡めて「実は、融資を受けたい」という流れで、相談されることが結構あります。

そのため、これらの業務を扱う先生としては、

実際に融資手続きを「するか、しないか？」は別として、

ある程度の返答ができないと、信頼を失ってしまうことにもなりかねません。

そのため、最も需要の多いこの創業融資についての知識は、

ある意味、行政書士の業務上、必須とも言えますので、ここでしっかり覚えてください。

1. 創業融資全般のポイントについて

(1) 創業融資の種類について

現在の日本で、創業者の方が利用できる一般的な創業融資の種類は、次の2つだけとなります。

- ① 日本政策金融公庫の「新創業融資制度」
- ② 信用保証協会の保証付き融資(「制度融資」など)

融資の種類としては、これ以外にも金融機関が信用保証協会の保証を付けずに独自の責任で行う「プロパー融資」というものもありますが、創業の方はほぼ100%利用できないと思ってください。

(2) 創業融資の対象について

創業融資は誰もが受けられるものではありません。

その対象は「創業者」に限られます。

では、「創業者」とは、どんな人を言うかといえば、日本政策金融公庫と制度融資とはでは、それぞれ次のような違いがあります。

日本政策金融公庫の新創業融資制度の場合

「開業前または開業後2期を過ぎる前までの人」

制度融資(東京都)の場合

「開業前または開業後5年以内の人」

ここで注意いただきたいのが、新創業融資制度の場合の要件です。

ここで定められているのは「開業後2期を過ぎる前まで」であって、2年ではありません。

したがって、個人事業の方が開業する場合、開業月が11月であったとすると1期目は12月までの1ヶ月で終了してしまうことになります。

また、これと同じことは、法人の場合でも、決算月と開業月がいつかにより生じることになりますので、特に注意いただきたいと思います。

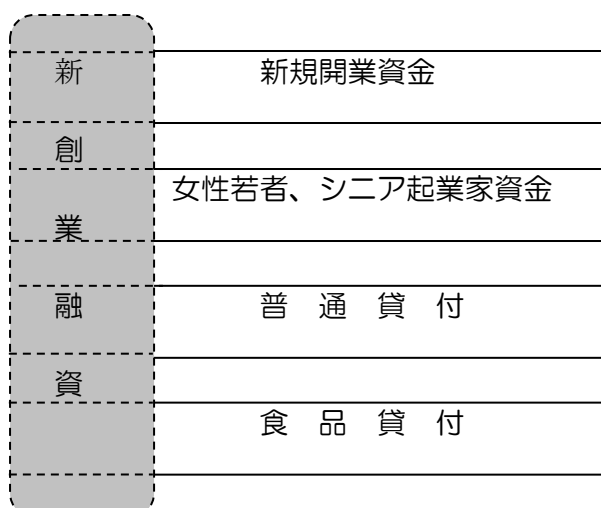
(3) 創業融資の選び方について

多くの方が、創業融資といえば、「そのような融資制度があるもの」と思っていますが、実は日本政策金融公庫には創業融資という制度はありません。

皆さんがよく創業融資としてイメージするものに「新創業融資制度」がありますが、これは本来、あくまでも基本となる融資制度に、無担保無保証の枠をセットするためにある制度であり、これを利用する場合には、先にベースとなる融資制度を決めなくてはなりません。

これを図で表すと次のようになります。

新創業資金と他の融資との関係



つまりは、まずはベースとなる「新規開業資金」や「普通貸付」といった融資制度を選択したうえで、さらにこれに無担保、無保証の枠をつけるために、この「新創業融資制度」という利用することになります。

では、これにより何が違ってくるかといえば
ベースで選んだ融資により利用できる条件が変わってくるということと、
どのベースを選んだかにより金利が変わってくるということになります。

例えば、「新規開業資金」は「普通貸付」よりもその金利が低いため、
「普通貸付」+「新創業融資制度」よりも、低い金利で利用できることとなります。

(4) 申込み方法の違いについて

同じ創業者向けの融資であっても、日本政策金融公庫と制度融資では、その申し込みの仕方に違いがあります。

① 日本政策金融公庫の場合

必要書類がそろった段階で、その方の営業地を看過する日本政策金融公庫の支店に直接提出します。